

## 随想

新しい法曹養成制度の中での  
法科大学院とこれからの法学教育

名誉教授 奥田 昌道

近時急ピッチで進められた司法制度改革の中での法科大学院構想は、これまでの大学法学部および法学教育にとって、その在り方を根底から揺るがすほどの大変革を迫るものと言ってよいであろう。これまで法学部において六法科目を担当する教員は解決しがたいジレンマに悩み続けてきた。それは法学部における法学教育の目標をどこに設定すればよいのかという点であった。法学部は法曹養成を直接の目的とする教育機関ではなく、法曹志望者を含みつつ法曹以外の分野に進みたい人たちをも対象として、いわばジェネラリストを育む場として、広く法学および政治学を履修させることを目的としてきた。法曹志望者にとっての難関は言うまでもなく司法試験であるが、法学部の授業は司法試験合格を目的とはしていない。六法科目の中でも量的にも質的にも難度の高い民法について言えば、私が携わった長年の経験からしても、司法試験を目指す学生たちに照準を定めた授業をすれば、それ以外の学生はついてきてくれないし、多数の学生がついてきてくれるような授業であれば司法試験受験者層には不満が残るといって有様であった。さらに、大学での授業の質や程度の如何にかかわらず、司法試験受験予備校に通わなければ合格は困難だという風潮が蔓延し、学生の大学離れが急速に進んだ。予備校では、いかに効率よく最短距離で合格できるかの知恵や受験技術を教える反面、原理原則を重んじ根本からじっくりと法的問題を考え、多様なものの見方、柔軟な法的思考力を養うといった法学教育の中で最も大切にしなければならない要素が受験には有害なものとして切り捨てられる。わが国の法曹人口が先進諸国のそれに比べて著しく少ないことは、共通の認識となつてはいるものの、上に述べた状況のもとで、ただ司法試験の合格者を増やし、司法研修所の収容能力を最大



限に拡大することによって法曹人口増への要請に応ずることは適切な解決策とは成り得ない。

司法制度改革の中の重要な柱として、新しい法曹養成制度の中に位置付けられた法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院として司法制度改革審議会によって提言されたものであり、これを受けた「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」によれば、法科大学院は法曹養成のための中核的な教育機関とされ、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識およびその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施するものとされている。かくして先に述べた六法科目担当教員の抱えていたジレンマは解消されることとなるのであるが、それでは従来の法学部とそこでの法学教育はどうなるのであろうか。法科大学院の発足当初においては、法学部の出身者とそれ以外の者（法学未修者）との比率は概ね2対1くらいが望ましいとされているが、将来的には法学部は廃止して法科大学院は法学未修者によって占められるのが望ましいとする意見も散見される。

法科大学院の創設により、法科大学院と法学部における法学教育との役割分担は当然に要請され、法学部における法学教育の在り方（年限も含めて）が検討されるべきは当然であるが、法曹以外の有為の人材を社会に輩出してきた法学部の役割と存在理由は決して過小評価されてはならないと私は考えている。法曹養成を目的とし、かつ理論と実務との架橋を目指す法科大学院の創設を新しい試みとして積極的に評価するとともに、新しい法学部の在り方を模索し、両者が共存共栄しうる道を見出してほしいものと切望する次第である。

（おくだ まさみち 元法学研究科教授 平成8年退官、専門は民法）